

ごみ指定収集袋の対象世帯・配布数量

対象世帯	必要書類	配布数量
生活保護受給世帯	—	最大1年分 (10月～令和9年9月) ○燃えるごみ用＝120枚 ○燃えないごみ用＝30枚 ○プラスチックごみ用＝60枚
児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当証書	
特別児童扶養手当受給世帯	特別児童扶養手当受給証明書	
次の障害者手帳の交付を受けている方がいる非課税世帯 ○身体障害者手帳1級・2級 ○愛の手帳1度・2度 ○精神障害者手帳1級	障害者手帳	3カ月分 ○燃えるごみ用＝30枚 ○燃えないごみ用＝8枚 ○プラスチックごみ用＝15枚
震災等で被害に遭った世帯	り災証明書等	

※2人以下の世帯は小袋、3人以上の世帯は中袋を配布します。
※マイバッグ等を持参してください。



援農ボランティア
養成講座
いなぎ農業ふれあい塾
(果樹部門)

援農ボランティア制度は、高齢化や担い手不足等で営農が困難になった農家の作業をボランティアが無償で補助する制度です。
梨栽培の知識や技術を習得し、援農ボランティアとして活動するための養成講座を開催します。受講生は市内農業者とのマッチングを行い、農業者の果樹園で実習を行います。詳細は市☎をご覧ください。

配布します
ごみ指定収集袋
(減免世帯向け)

10月1日(木)から減免世帯を対象に指定ごみ収集袋を配布します。対象者は申請してください。

20歳以上で、講座修了後に市内で援農活動ができる方
▽受講期間 令和9年1月～12月
○知識習得のための講座(全2回予定)
○マッチングした農園での実習(花取りから剪定枝片付けまで、月2回程度)
10人程度(申込者多数の場合は抽選し、11月末までに結果を通知)

申込フォーム
(下記参照)
10月15日(木)
先問経済課農政係



対峙左上表参照
申窓口
先問生活環境課、平尾・若葉台出張所

※各出張所で申請する場合は、後日お渡しします。
先問生活環境課ごみ・リサイクル係

チップ化でリサイクル
家庭剪定枝

集められた剪定枝をチップ化し、雑草抑止材等にリサイクルしてします。利用の際は次の手順で申し込んでください。

手続き手順
①下表を参照し、作業日前週の金曜日午前中までに生活環境課に申し込み

②葉を取り除いてから土・月曜日に作業会場へ持ち込み
対象となる剪定枝

○葉を取り除いた剪定枝
○太さ8cm未満で長さ50cm以下
※葉付きの枝や毒性のある樹木、造園業者や剪定事業者が関わった剪定枝等は対象外です。詳細はお問い合わせいただくか市☎をご覧ください。

先問生活環境課ごみ・リサイクル係

コンビニ交付
サービス
停止します

システムメンテナンスに伴い、コンビニ交付サービスを停止します。

全ての証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、課税(非課税)証明書)がコンビニエンスストア等で取得できませんのでご注意ください。

粗大ごみの品目が追加されます

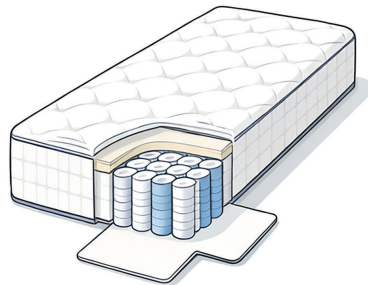
現在収集しているベッドマットが10月1日(木)より、ポケットコイル式とポケットコイル式以外で品目が分かります。

ポケットコイル式の処理手数料は、9,600円です(2,400円の処理券4枚分)。ポケットコイル式以外は1,200円です。タグや取扱説明書を確認し、間違えないように出してください。

ベッドマット(ポケットコイル式)とは

ベッドマットレスの一種で、一つひとつのコイルが不織布等で個別に包まれているのが特徴です。

先問生活環境課ごみ・リサイクル係



▲ポケットコイル式

家庭剪定枝の地区別作業予定(下半期)

作業日	地区
10月6日(火)	長峰
10月20日(火)	押立
11月10日(火)	向陽台
11月24日(火)	矢野口
12月8日(火)	坂浜
12月15日(火)	大丸
12月22日(火)	平尾
令和9年1月12日(火)	百村
1月26日(火)	若葉台
2月2日(火)	長峰
2月16日(火)	押立
3月2日(火)	向陽台
3月9日(火)	矢野口
3月16日(火)	坂浜

※東長沼地区は全ての日程で実施

10月3日(土)～4日(日)
市民課市民窓口係、課税課市民税係

ボランティア募集
スポーツ体験会

市民まつり内のファミリースポーツフェスタ部門で開催するスポーツ体験会の運営ボランティアを募集します。詳細は市☎(下記参照)をご覧ください。

先問スポーツ推進課スポーツ推進係

市長コラム

No.175

「LOUNGE WITH 372」一周年記念式典

7月23日は「地域包括支援センターこうようだい」に開設された「LOUNGE WITH 372」が一周年を迎えること、(株)きらぼし銀行代表取締役専務の吉野氏と私が来賓として招待され、主催のアースサポート(株)からは代表取締役社長の森山氏が出席され、記念式典が行われました。

地域貢献事業第一弾

話は2年前にさかのぼり、令和6年4月24日に(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ・(株)きらぼし銀行・アースサポート(株)と稲城市の四者間で「きらぼし銀行稲城向陽台出張所建物を利用した公民連携による地域包括ケアシステムの深化・推進、及び地域貢献に関する協定」を締結したことから始まります。

きらぼし銀行では向陽台支店を稲城支店と統合することによりATMを残して無人化するため、空いた店舗スペースを有効活用できないかと市役所に相談がありました。以前は金融庁の規制により空き店舗といえども銀行店舗を他の用途に使用することが認められなかったのですが、規制緩和により地域貢献事業であれば可能となりました。

一方、アースサポートでは向陽台地区の高齢化の進展に伴い、かねてから手狭になっていた事務所の移転先を探しておられました。

そこで、市が委託実施する「地域包括支援センターこうようだい」の移転先として活用してはどうかと提案し、市が移転経費の一部を補助することで話がまとまり、6月25日に開所式を開催することができました。

地域包括支援センターを国内26箇所で開催しているアースサポートにとって、これだけ広く使い勝手の良い施設は初めてのことです。地域住民からの相談を受けるのに十分なスペース、ATMコーナーはそのままの使いやすさ、旧銀行スペースの金庫を活用した個人情報保管庫、広いロビースペースでは各種のイベント開催も可能等、全てが前例のない先駆的なレイアウトとなっています。

地域貢献事業第二弾

この建物は銀行店舗をそのままお借りすることになっておりましたが、広いスペースは福祉施設としても大変理想的なものであり、多少の改修ができれば、より一層利用者にも喜んでいただける可能性を秘めていました。

アースサポートからは、ロビー、相談スペース、バックスペースまで含め、ATMコーナー以外の全ての部分を有効活用したいという申し出があり、市では財源

も含めて検討していたところ、ちょうどその時期に東京都から「子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業」いわゆる「3C補助金」の制度が示されました。市からの申請により、その活用が図れることになったため、改装を含めた施設全体の大規模な整備が可能となり、昨年の7月23日に一般利用が開始されました。

施設改修にあたっては、子どもからお年寄りまで多くの地域住民の参加があり、素敵なカフェのような施設に生まれ変わりました。改めて、地域住民、きらぼし銀行、アースサポートの関係者に感謝いたします。

本件は市の実施する公民連携事業の中でも素晴らしい好事例の一つとなりました。ぜひ多くの市民に来場いただき、地域コミュニティの核として有効活用していただきたいと思います。



▲一周年記念式典



稲城市長
高橋 勝浩